

令和2年7月7日

放課後等デイサービス事業所 管理者 様

芦屋市こども・健康部 子育て推進課

新型コロナウイルス感染症防止に関連する放課後等デイサービス利用等に関する  
6月以降のサービス提供分に係る利用者負担及び報酬請求の取扱いについて

平素より芦屋市の障害児支援にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和2年6月以降のサービス提供分について、下記のとおりご対応ください。業務ご多忙の折、申し訳ありませんが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

### 1. **【重要】利用者負担額免除の対象となる費用の変更について**

既にご請求済みの費用を含む**4月以降のサービス提供分**について、国の通知により、下記4のとおり、対象となる費用が変更となりました。本市においては「(1) 臨時休業に伴い新たに支給決定をした児童」がいないため、過誤等は発生しないものと見込んでおります。4月以降、各事業所において、新規の支給決定児童がいた場合は、今一度確認をお願いいたします。

### 2. 対象児童と期間

芦屋市で支給決定を受け、受給者証の交付を受けている児童のうち、令和2年6月以降にサービス利用があった児童

### 3. 対象となる費用（4月以降のサービス提供分）

以下の費用については、利用者負担は免除となります。

~~(1) 臨時休業に伴い新たに障害児通所支援給付費の支給決定を受けた児童が放課後等デイサービスを利用した場合にかかる費用~~

学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童であって、臨時休業が終了した後に想定される利用予定日数より多くのサービスを利用したことに伴い増加した報酬の差額

(2) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童について、臨時休業に伴い当初の利用日数より多くのサービスを利用した場合にかかる費用

(3) 臨時休業開始前から支給決定を受けていた児童について、放課後等デイサービスの基本報酬単価が、平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより増加した報酬の差額

(4) 臨時休業に伴って長時間の開業を行い、早期開所による延長支援加算の算定単位の増が生じた場合に係る費用

(5) 代替的支援（電話等）により、児童の健康管理等を行った場合に係る費用

**【注意】増加した利用日数と代替的支援について**

当初の利用予定の利用日数から増加があり、かつ、代替的支援も生じている場合は、増加した利用日数が代替的支援に充てられているものとして計算してください。

〈例〉当初の利用予定：5日

実際の利用日数：7日（内訳：代替的支援が3日、通所による支援が4日）

×：もともと予定していた5日について、代替的支援の3日と通所支援の2日と解釈し、残り2日の通所支援を増加した日数として取扱う。

→利用者負担は、通所支援の2日分となる。

○：もともと利用していた5日について、通所支援の4日と代替的支援の1日と解釈し、残り2日の代替的支援を増加した日数として取扱う。

→利用者負担は、通所支援の4日分となる。

#### 4. 令和2年6月以降のサービス提供分の請求のながれ

##### (1) 利用者負担額算定

伝送ソフトで当月利用分（臨時休業影響額を含まない）に基づく「決定利用者負担額」を算出してください。

※当初の予定よりも利用増となった日と、代替的な支援を行った日は算定せず（実績に含まず）に計算をしてください。

##### ①実績記録票の作成

当初の利用計画（臨時休業がなかった場合）に基づき、作成してください。

##### ②請求明細書の作成

臨時休業中の平日は、「授業終了後にサービスを行う場合」の単位数で、作成してください。この際、算出した「決定利用者負担額」を国保連合会への請求や、実際の保護者への請求に利用してください。

③事業所の保管用として、①、②で作成した帳票を印刷してください。

※（1）の作業のデータは国保連に伝送請求せず、事業所で保管してください。

##### (2) 請求データの作成

伝送ソフトで当月利用（臨時休業影響額を含む）に基づく国保連合会への請求データを作成

してください。その際に、「利用者負担上限月額①」へは、(1)②で算出した「決定利用者負担額」を入力し変更してください。(所得区分による国基準の「利用者負担上限月額」より高い場合は、変更の必要はありません)

#### ① 実績記録票の作成

利用実績(代替的な支援を行った場合も含める)に基づき、サービス提供実績記録票を作成してください。臨時休業中については全て「提供形態」「2」となります。

※利用児童が新型コロナウイルスに感染することを恐れて事業所を欠席し、事業所が電話等による支援を行い、特例的に通常の報酬算定として請求する場合、開始時間・終了時間共に実際に電話等でサービスを提供した時間を記入し、備考欄に新型コロナウイルス感染症により特例的に電話等で支援をしたことが分かるように記載してください。

#### ②請求明細書の作成

臨時休業日については、「休業日にサービスを行う場合」の単位数で請求明細書を作成します。その際、「利用者負担上限月額①」には、(1)②で算出した金額を設定してください。(警告は出てしまいますが、そのまま送信してください)

#### <参考>

「利用者負担額②」・・・・・・・・・・・・・・・・総費用の1割

「上限月額調整(①②のうち少ない数)」・・・「利用者負担上限負担額①」と「利用者負担額②」のうち少ない方の額を記載

「決定利用者負担額」・・・「上限月額調整」と同額を記載

事業所の保管用として、①・②を印刷して保管してください。

#### (3) 請求データの送信

(2)で作成したデータを国保連に伝送請求してください。

### 5. 上限管理について

上限管理については、当初利用予定(学校等の臨時休業がなかった場合)に基づいて算出した「決定利用者負担額」を集計し、複数事業所の集計額が利用者負担上限月額を超過しないように管理します。

請求明細書の「管理結果額」と「上限管理後利用者負担額」は同額になります。

#### 【①上限管理事業所が請求する場合】

○請求明細書上の「管理結果額」,「上限管理後利用者負担額」,「決定利用者負担額」は必ず同額になるようにしてください。

○請求明細書の管理結果番号は、必ず「1」にしてください。

○上限管理結果表の「管理結果番号」は、通常通りの扱いとなります。

- ・上限管理事業所のみで利用負担額を充当する場合は「1」
- ・全事業所の利用者負担額合計が利用者負担上限月額に満たない場合は「2」
- ・全事業所の利用者負担額合計が利用者負担上限月額を超過するため、調整事務を行った場合は「3」

【②上限管理事業所以外が請求する場合】

○請求明細書上の「管理結果額」,「上限管理後利用者負担額」,「決定利用者負担額」は必ず同額になるようにしてください。

請求明細書の管理結果番号は以下の通りです。

- ・臨時休業の影響のあるなしに関わらず, 上限管理事業所のみで利用者負担額を充当する場合は「1」
- ・臨時休業に伴う影響額がなく, 全事業所の利用者負担額合計が利用者負担上限月額を超過するため、調整事務が行われた場合は「3」
- ・臨時休業に伴う影響がなく, 全事業所の利用者負担額合計が利用者負担上限月額に満たない場合は「2」
- ・臨時休業に伴う影響額があり, 全事業所の利用者負担額合計が利用者負担上限月額に満たない場合は「3」

### ※代替的支援（電話等）のみの利用の場合の上限管理について

電話等による代替的支援の利用のみの場合、利用者負担額は0円となり、実質的な上限管理業務が不要となるケースがあります。しかし、費用自体は発生しているため、上限管理結果票の作成と上限管理加算の算定をしてください。（通常、上限管理事業所のみでの利用で、他事業所の利用が全くなかった場合には、上限管理加算の算定は不可となります。）

## 6. 留意事項

・芦屋市以外で支給決定がされている児童の請求方法については、支給決定がされている各市町村にお問い合わせください。

・4月以降、切り分け計算シートの提出は不要としておりますが、今後、必要に応じて記録・報告等を提出いただく場合がありますので、御協力をお願いいたします。

以上

(連絡先)

芦屋市こども・健康部子育て推進課

電話 0797-38-2045(直通)